

借金させ献金違法

神慈秀明会に賠償命令

大阪高裁

借金で献金させたのは違法として、宗教法人神慈秀明会（本部・滋賀県甲賀市）の元信者の親子―川崎市―が同会

などに損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は八日、六百六十万円の支払いを命じた一審京都地裁判決を支持、双方の控訴を棄却した。

判決理由で中路義彦裁判長は一審同様「信者が経済的に余裕がないことを知りなが

ら、借金して多額の献金をするよう強く勧めるのは経済的破たんをもたらす危険性の高い行為」と指摘。

幹部信者が「献金しなければ地獄にいる先祖が救われな

い」などと強く勧誘しており、一部の献金は「元信者の自由な意思に基づいたものとはいえず違法」と判断した。